

社会思想史学会第 37 回大会（一橋大学、2012 年 10 月 28 日）  
セッション P 「野蛮と啓蒙——経済思想史からの接近」

「スコットランド啓蒙時代のオークニー諸島における改良と抵抗」 古家 弘幸

本報告では、「パンドラー訴訟」（1733–1759 年）と呼ばれる法廷闘争を取り上げた。スコットランドの北方のオークニー諸島の大地主であったモートン伯爵（James Douglas, Earl of Morton, 1702–1768）と、所領の永代租借地権者であった在地地主層との間で、地代を決める衡量単位をめぐる争われた激しい訴訟である<sup>1</sup>。「パンドラー」（Pundlar）とは、オークニー諸島で現物地代として徴収される農産品のための衡量機器の名称である。

パンドラー訴訟は、1707 年のイングランドとのユニオン以降の市場経済の拡大を背景として起きた。激化していく地域間の経済競争へ積極的に適応して「改良」を推進する立場に立つか、それとも市場経済の論理の浸透に対して地域社会の自律性や従来の慣習・伝統を維持するスタンスを取るか。この訴訟は衡量単位の問題に留まらず、当時の経済環境の変化への対応をめぐる引き起こされた対立でもあった。

一方のモートン伯爵は、土地を再編し、耕作地と放牧地を整理統合することで、自身の所領の「改良」を推進した。同時に、ユニオン体制下で拡張する新しい市場経済に相応しい英国統一の衡量単位を導入しようとした。他方で在地地主側は、何であれ変更は自身に不利になるとの信条から、モートン伯爵がもたらす変革に抵抗を示した。また主教教会とジャコバイト派に連なる彼らの伝統は、コート派のホイッグとして長老教会派でハノーヴァー王家支持者であったモートン伯爵への反感を高めた。

本報告では、在地地主側の代理人で事務弁護士であったジェイムズ・マッケンジーによる『オークニーとシェトランド諸島で一般に広がる苦悩と圧制』（1750 年）<sup>2</sup> と、スコットランド教会の牧師でモートン伯爵の支持者であったトマス・ヘップバーンの『オークニー諸島の貧困』（1760 年）<sup>3</sup> の二著を取り上げ、両者の間でパンドラー訴訟を背景として戦われた経済論争も分析した。ヘップバーンの『貧困』は、スコットランド啓蒙の立場を共有しており、ユニオン体制下で見られた「改良」をモデルとして、「エディンバラの穏健派」の立場からオークニー諸島の現状、とりわけ在地地主層の野蛮な圧政と暴政を批判した。対して在地地主側と代理人のマッケンジーは、オークニー諸島において 17 世紀まで存続していた自由保有法（Udal law）の有効性を主張し、一見すると「改良」をモデルとする啓蒙の立場に抵抗したように見えるが、実情は複雑であった。彼らは改良に必ずしも反対したわけではなく、彼らなりのやり方で改良を試みようとして、本土出身の大貴族と衝突した側面もあった点を指摘して、本報告の結論とした。

「野蛮人」と政治権力—前・後期サラマンカ学派における国家と抵抗の論理 松森奈津子

本報告は、18 世紀以降の啓蒙思想との関連に注目しながら、それに先立つ 16、17 世紀ス

<sup>1</sup> Ramon Philip Fereday, *Orkney Feuds and the '45* (Kirkwall: Kirkwall Grammar School, 1980).

<sup>2</sup> James Mackenzie, *The General Grievances and Oppression of the Isles of Orkney and Shetland* (Edinburgh: Laing and Forbes, 1836; first edition, 1750).

<sup>3</sup> Thomas Hepburn, *A Letter to a Gentleman from his Friend in Orkney, containing the True Causes of the Poverty of that Country* (Edinburgh: William Brown, 1885; first edition, 1760); トマス・ヘップバーン『オークニー諸島の貧困』（一）、古家弘幸・訳『経済学論究』（関西学院大学）第 60 巻第 1 号（2006 年）：77—97 頁；トマス・ヘップバーン『オークニー諸島の貧困』（二）、古家弘幸・訳『経済学論究』（関西学院大学）第 60 巻第 2 号（2007 年）：85—103 頁。

ペインにおいて、既知概念から外れる「野蛮人」が「文明」社会における国家の論理にどのようにとりこまれていったか、またそうした「野蛮人」は実際の植民地政策においてどのように「文明」を強制されたのかを考察したものである。

まず、16、17世紀のスペインが啓蒙とどのような位置関係にあるかを確認するために、1700年前後に始まり、カルロス3世期（1759 - 88年）に最盛期を迎えたスペイン・カトリック啓蒙の特質を概観した。そして、啓蒙思想において主要な概念となる「野蛮」、「文明」、「理性」、「商業」などが、その前史——ルネサンス（16世紀）、バロック期（17世紀）——において発展し、国内外の啓蒙思想家たちにも影響を与えたことを指摘した。

次に、これら啓蒙前史の歴史的背景として、ポルトガルによるセウタ攻略（1415年）以降、ヨーロッパ諸国による非ヨーロッパ地域への進出に伴い、キリスト教に基づく諸理論に「野蛮人」を取りこむ必要性が生じたことを概観した。そして、当時の「野蛮」概念の特色として、「他者（差異）」と「劣等者（優劣）」の語義が混在していたこと、「未開」との区別がなかったこと、反意語としての「文明」が確立していなかったことをあげた。同時に、この時代に「野蛮人」とみなされていた具体的な人々として、イスラム教徒、ユダヤ教徒、インディオ、グアンチェ、東方教会キリスト教徒がいたことを整理した。

ついで、これら「野蛮人」の政治権力が、前期サラマンカ学派（第一世代・ビトリアからカノ、第二世代・ソトマヨルからコルプス・クリスティ）と後期サラマンカ学派（第三世代・メディナからスアレス）によってどのように考察されたのかを、その背後にある時代の変化とも関連づけながら検討した。具体的には、当時の人々が「文明」と「野蛮」を区別する基準としていた「国家の形成」について、サラマンカ学派の理論が①自然（究極的には創造主である神）に由来する社会の形成と、②人民の合意に基づく統治者の形成という二段階をふむものであること、とりわけ後期サラマンカ学派においては両者の権力を明確に区別したことによって統治者に抵抗する権利が認められるようになったこと、を明らかにした。そして、こうした理論は宗教や生活形態の別を問わず、すべての人間に適用されるものと考えられ、とりわけ後期サラマンカ学派においては「野獣と変わらない」とみなされた、国をもたない民族の存在との理論的整合性が試みられたことを指摘した。すなわち、国家の代わりに家長、もしくは村・町の長が刑罰権をもつとすることで、公的権力の存在を論証したことを明らかにした。

最後に、こうした諸理論においては客体にとどまっていた野蛮側は、征服過程においてキリスト教世界との遭遇をどのようにとらえ、どのような応答をしたのか、またその応答を受けた征服、布教、植民の現場ではどのような政策がとられたのかという側面に目を向け、「新」「旧」両世界のせめぎあいの最前線で理論と現実がどのように連動したのかを考察した。具体的には、集住政策を通じて「文明」が強制され、「野蛮」が変容してゆく過程を追い、それが支配の基盤という「文明」側の目的を超えて、理論的にも現実にも「野蛮」側の抵抗の基盤をも与えたことを指摘した。

討論者：渡辺恵一（京都学園大学）

最初の報告者である松森会員は、2009年に『野蛮から秩序へ』（名古屋大学出版会）を公開し、この著作で、「インディアス問題」を通じて彫琢されたサラマンカ学派の思想が、ヨーロッパにおける近代主権理論の形成において、国家理性論や近代自然法学の社会契約論とは異なる特質と歴史的意義をもつことを論じた。本セッションにおける松森氏の報告「『野蛮人』と政治権力——前・後期サラマンカ学派における国家と抵抗の論理」は、前期サラマンカ学派の政治思想の分析に焦点をあてた前著の研究を、さらに後期サラマンカ学派にまで拡大しようとする同氏の展望を開示するものである。その内容は広範囲に及ぶが、中心テーマは、ビトリアに始まる前期サラマンカ学派の国家理論が、スアレスに代表される後期サラマンカ学派においてどのような深化を遂げたのかを分析することにある。

討論者の質問の第1は、ビトリアからスアレスへの国家理論の発展を、サラマンカ学派内部における前期から後期への理論的深化としてのみ把握する分析手法には、問題があるのではないかということである。サラマンカ学派の思想形成そのものが、イタリアやフランスの人文主義の伝統やローマ法王庁を中心とするキリスト教の宗教的および政治的影響下において初めて可能だったはずである。この点は、前著において明確に指摘されているところであるが、とくに、国家の権力は神に由来するが、その第一の主体は「共同体」であって、王の権力は、その「共同体」から移譲された間接的なものであるという、サラマンカ学派に特徴的とされる学説は、パドゥアのマリシリウスの著作『平和の擁護者(*Defensor pacis*)』(1324年)に、その原型が認められるのではないか。第2に、16世紀後半から急増する新大陸からの銀の大量流入(いわゆる「価格革命」)がスペイン社会の経済・政治・文化にあてた影響力はかなりのものであったと予想される。とくに後期サラマンカ学派の思想形成においては、この「価格革命」のインパクトを無視することはできないと思われる。

古家会員の第2報告「スコットランド啓蒙時代のオークニー諸島における改良と抵抗」は、18世紀スコットランドのオークニー諸島の土地改良をめぐる生じた、不在領主と在地地主層(*lairds*)との訴訟問題(「パンドラー訴訟」1733-59年)についての研究である。古家氏は、こうした訴訟問題が発生してくる歴史的背景を素描したうえで、両陣営の訴訟代理人(ジェイムズ・マッケンジーとトマス・ヘップバーン)のそれぞれの一次資料を丹念に紹介し、「改良」に抗した在地地主層の「抵抗」の論理を明らかにする。

古家氏によれば、オークニー諸島の在地地主層は、「主教派とジャコバイト派に連なる」カントリー・ホイッグの支持者であるという。その訴訟代理人となったマッケンジーは、在地地主層の抵抗を弁護するために、ジョージ・ブキャナンの『スコットランド史』の英語版(1733)を利用した。ブキャナンはテューダー期スコットランドの人文主義者であり、その著作は、1582年にラテン語で出版されたものである。人文主義者ブキャナンの政治的著作が、なぜ「主教派とジャコバイト派に連なる」18世紀カントリー・ホイッグの擁護論として利用されたのか、その理由をまず確認したい。第2に、報告者がとりあげた「パンドラ訴訟」は、たしかに改良の時代のスコットランドにおける地方地主の「抵抗」を示す一

例であるが、オークニー諸島の土地制度は元来ノルウェーの古い伝統を引き継ぐ特殊なものであるから、この一例をもって在地地主層の抵抗が啓蒙時代の典型的な問題であったと主張することはできない。少なくとも、サミュエル・ジョンソンの旅行記で知られるスコットランドの西方諸島においても、同様の紛争があったのかどうかについて、調査が必要だと思われる。

最後に、やや強引ながら両報告の共通項を指摘するとすれば、スアレスとブキャナンは、ともにポルトガルのコインブラ大学で教鞭をとった経験があるということである。ただしブキャナンがコインブラにいたのは、スアレスが着任した 1597 年から数えて半世紀も前の話である。